

# バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

平成19年3月より新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)が適用になりました。当行は、信用リスク・アセットの算出においては「標準的手法」、オペレーショナル・リスクの算出にあたっては「基礎的手法」を適用しております。

同規制の開示項目に関し、金融庁告示第15号に定める自己資本の充実の状況等について、以下のとおり開示致します。

## <定性的な開示事項>

### ○第2条第2項第1号(自己資本調達手段の概要)

当行は、自己資本調達手段としては、普通株式・期限付劣後ローンにより資本調達を行っております。各々の残高については、<定量的な開示事項>(自己資本の構成に関する事項)をご参照ください。

(単位:百万円)

自己資本調達手段	平成20年3月期		平成21年3月期	
	金額	概要	金額	概要
資本金	22,725	—	22,725	—
普通株式	22,725	完全議決権株式	22,725	完全議決権株式
負債性資本調達手段等	180	—	—	—
期限付劣後債務	180	償還期間が5年を超えるもの	—	—

### ○第2条第2項第2号(自己資本の充実度に関する評価方法の概要)

当行の平成21年3月期末の自己資本比率は、11.35%となっており、国内基準の4%を上回っております。また、コアの自己資本比率となるTier1比率についても、10.84%と高い水準を確保しております。自己資本の構成は、Tier1で自己資本総額の94%を占めており、自己資本の水準や質は充足していると認識しております。

リスク資本の配賦の観点からは、「資本としての確からしさ」を考慮し、Tier1資本を「配賦可能リスク資本(配賦原資)」と位置付けております。このうち、バッファ(※1)と未配賦資本(※2)を差し引いた額をリスク・カテゴリー毎に配賦し、各リスクが配賦されたリスク資本の範囲内に収まっているかを月次で管理し、リスク資本の使用状況について「リスク管理委員会」へ報告しております。

現在の自己資本の充実度につきましては、世界的な金融危機の影響を受け、未配賦資本の一部を市場リスクへ追加配賦しましたが、総リスク量は配賦されたリスク資本の範囲内に収まり、またTier1に占める割合も38%であることから、十分な水準にあるものと認識しております。

(※1) バッファ 自己資本比率4%(国内基準)を維持するためのTier1相当額

(※2) 未配賦資本 ならんかの不確実性から生じる損失に対する備えとして確保すべき資本

### ○第2条第2項第3号(信用リスクに関する事項)

#### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営状況の悪化等により、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、当行が損失を被るリスクを言います。

(信用リスク管理の基本方針)

当行では「信用リスク管理指針」ならびに「信用リスク管理規則」を制定し、与信集中リスク(1債務者または1業種等への信用供与が多くなること。)を回避し、リスクの分散を基本とする適切な与信ポートフォリオの構築を目指しています。

また、信用格付や自己査定を通じた信用供与に係るリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでいます。なお、計測した信用リスク量については「リスク管理委員会」にて評価を実施しております。

また、与信集中リスク回避に向けた態勢として専担部署を設置し、タイムリーかつ適切な経営指導によりお取引先の問題点解消を図るとともに、万一返済不能となった場合は速やかな対応をとることで当行が被る損失を極小化する態勢を構築しております。

(貸倒引当金の計上基準)

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

平成19年10月1日より信用保証協会保証付きの新規融資を対象に責任共有制度が導入されたことに伴い、当事業年度から将来発生する可能性のある負担金支払見込額を貸倒引当金の計算に加味して計上しております。

### ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

#### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関を利用することが適切との判断に基づき、次の格付機関を採用しています。

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)

なお、外貨建資産や邦貨建であってもエクスポージャーの主体(債務者、発行体等)が海外である場合は、上記に加え、次に掲げる格付機関が付与した格付を採用しています。

- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

また、海外の中央政府向けエクスポージャーに限り、前項に掲げる格付機関が格付を付与していない場合、経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを用いるものとしています。

### ○第2条第2項第4号(信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要)

#### (信用リスク削減手法とは)

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当します。なお、当行ではクレジット・デリバティブの利用実績はありません。

#### (リスク管理の方針および手続の概要)

信用リスク削減手法のうち、担保の評価及び管理は当行が定める「担保評価管理基準」及び「担保評価管理の要領」に則って行っており、不動産担保のほか、有価証券担保、預金・指定金銭信託担保が主体となっています。新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)上の信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保の評価及び管理については、当行が定める「自己資本算出規則」に則って行っており、自行預金・指定金銭信託、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保として取扱うこととしています。

保証については、個人による保証のほか、我が国政府や政府関係機関の保証、我が国の地方公共団体の保証、沖縄県信用保証協会の保証、上場会社による保証が主体となっています。これらのうち、新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)上の信用リスクの削減手段としては、個人による保証を除いています。なお、平成19年10月1日より信用保証協会保証付きの新規融資を対象に責任共有制度が導入されたことに伴い、当事業年度から保証しているとみなしうる部分を信用リスク削減手法の対象としています。

また、貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保登録のない定期性預金(総合口座を含む)を対象としています。

#### (信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中)

信用リスク削減手法の適用にあたっては、特定の担保、特定の保証に過度に偏ることなく、分散を図っています。

### ○第2条第2項第5号(派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要)

#### (リスク管理の方針)

当行では、市場性リスク回避を主目的として派生商品取引を利用することとしており、金利スワップ及び先物為替予約の取引を行っております。

#### (手続きの概要)

派生商品取引のリスク管理については、証券国際部においてカレント・エクスポージャー方式による与信相当額の算出とその管理を行い、毎月リスク管理委員会へ報告を行うとともに、定期的に経営陣に報告する体制を構築しています。

なお、当行では一般個人・法人を相手とした派生商品取引について保全や引当の算出を行い、金融機関を相手とした取引については、信用度の高い金融機関に限定していることから、保全や引当の算出を行っておりません。

### ○第2条第2項第6号(証券化エクスポージャーに関する事項)

#### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

##### (取引の内容)

当行は平成18年3月に、証券化を前提として新規融資取組みを行った中小企業向け貸付債権を証券化しており、オリジネーターおよびサービサーとして証券化取引に関与しております。

##### (取引に対する取組み方針)

現時点において当行は、新規の証券化または再証券化の予定はございません。

##### (取引に係るリスクの内容)

当行が保有する劣後受益権に関連し信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券取引等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。

また、証券化した中小企業向け貸付債権プールのデフォルト率等の変化により劣後受益権の時価が変動するリスクを有しておりますが、デフォルト率等の実績について事後的モニタリングを実施する管理態勢を構築しております。

##### (取引に係るリスク管理体制)

証券化取引の取扱いにつきましては、デフォルト率等の変化を正確に把握・報告する等、事後的モニタリングの厳正な運用のもとに行っております。

#### ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出にあたっては、金融庁告示第十九号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「標準的手法」を採用しております。

## 八. 証券化取引に関する会計方針

証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

### (資産売却の認識)

証券化取引における資産の売却は、当行が貸出債権を売却した時点で認識しております。

## 二. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関については、標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関と同様であり、円貨建て証券化エクスポージャーについては次の格付機関を採用することとしています。

- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)

## ○第2条第2項第8号(オペレーショナル・リスクに関する事項)

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

#### (管理体制)

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員(パートタイマー等を含む)の活動、もしくはシステムが不適切であること又は外的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システム・リスク、③その他リスク(風評リスク、法務リスク等)の3つに分けて管理しています。

オペレーショナル・リスクの管理に当たっては、オペレーショナル・リスク管理の基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規則」を制定したうえで、「オペレーショナル・リスク管理部署」がオペレーショナル・リスク全体の一元的な把握、管理を実施するとともに、各リスク所管部がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しています。

#### (リスク管理の方針および手続の概要)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制および仕組みを整備し、リスク顕在化の未然防止および顕在化時の影響極小化に努めています。

具体的には、パーゼルⅡに準拠したリスク管理体制を構築すべくリスクを捕捉し、再発防止策の策定等によるリスクの制御、移転、回避を行うなどリスク管理に取り組んでいます。さらに、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイクル(※)の確立に努めています。

各オペレーショナル・リスクの管理は、オペレーショナル・リスク情報の収集、分析を実施するほか、「オペレーショナル・リスク管理規則」「事務リスク管理規則」、「システム・リスク管理規則」、および「風評リスク管理規則」を定めて、適切に管理しています。

#### (※)PDCAサイクル

Plan(方針の策定) Do(内部規程・組織体制の整備) Check(評価) Action(改善態勢の整備)のサイクルが適切に運営され、確立されているかの検証を行う態勢。

### ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、金融庁告示第十九号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しています。

## ○第2条第2項第9号(出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要)

### (リスク管理の方針)

当行では「リスクを的確に把握・管理し、許容し得るリスク量の下での安定収益の確保、資産の健全性の維持向上を図る」という市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

### (手続きの概要)

株式等のポジション枠については、リスク管理委員会において半期ごとの見直しを行うことにより、経営体力に配慮した設定を行っております。

また、上場株式の価格変動リスクについては、信頼水準99.0%、保有期間1か月(但し、政策株式は1年)の条件下、VaR(バリュー・アット・リスク)により計測しています。なお、非上場株式については、価格変動リスクの計測対象外としており、簿価管理を行っております。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により、行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

## ○第2条第2項第10号(銀行勘定における金利リスクに関する事項)

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

#### (リスク管理の方針)

当行の市場関連取引に係るリスクを的確に把握・評価し、適切なリスク管理を行うことにより、当行資産の健全性の維持・向上、収益性の向上に資することを基本方針としています。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しています。

#### (手続きの概要)

市場関連リスクを的確に把握・管理し、許容し得るリスク量の下での安定収益の確保、資産の健全性の維持向上を図るため、半期ごとにリスク管理委員会において、ポジション枠、損失限度枠等を決定しています。これらのルールにもとづき、機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

また、毎月開催されるリスク管理委員会において、銀行勘定における資産と負債の金利又は期間のミスマッチから生じる金利リスクや、市場

関連取引についてストレスをかけた場合の損失額、統計的に一定の確率で発生が予想される最大損失額であるVaR(バリュー・アット・リスク)の状況等を報告するなど厳格なリスク管理に努めています。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在、当行では銀行勘定における金利リスクについては、VaR、BPV(ベーク・ポイント・バリュー)、ギャップ分析、現在価値分析などを用いたリスク分析によって計量化し、当行の経営体力に見合うようコントロールに努めています。

また、継続的に計量化方法の高度化・精緻化に取り組んでいます。

<定量的な開示事項>

○第2条第3項第1号(自己資本の構成に関する事項)

イ. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

- (1) 資本金及び資本剰余金
- (2) 利益剰余金
- (3) 自己資本比率告示第十七条第二項又は第四十条第二項に定めるステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
- (4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しない資本調達額
- (5) 自己資本比率告示第十七条第一項第一号から第三号まで又は第四十条第一項第一号から第三号までの規定により基本的項目から控除した額
- (6) 自己資本比率告示第十七条第四号又は第四十条第四号の規定により基本的項目から控除した額
- (7) 自己資本比率告示第十七条第八項又は第四十条第三項の規定により基本的項目から控除した額

ロ. 自己資本比率告示第十八条又は第四十一条に定める補完的項目及び同告示第十九条又は第四十二条に定める準補完的項目の合計額

ハ. 自己資本比率告示第二十条又は第四十三条に定める控除項目の額

二. 自己資本の額

単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	平成20年3月期	平成21年3月期
資本金	22,725	22,725
資本準備金	17,623	17,623
その他資本剰余金	0	0
利益準備金	9,535	9,535
その他利益剰余金	44,315	45,923
自己株式	△1,629	△2,171
社外流出予定額	△641	△636
基本的項目	91,929	93,000
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,200	1,200
一般貸倒引当金	4,784	4,705
負債性調達手段	180	-
補完的項目	6,165	5,906
自己資本総額	98,094	98,906
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	500	1,542
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー	18	18
控除項目計	518	1,561
自己資本額	97,575	97,344
資産(オン・バランス)項目	790,820	792,399
オフ・バランス取引等項目	9,461	9,240
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	56,432	55,939
リスク・アセット額	856,714	857,579
自己資本比率(国内基準)	11.38%	11.35%
参考：Tier1比率(国内基準)	10.73%	10.84%

○第2条第3項第2号(自己資本の充実度に関する事項)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合には、適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((Ⅲ)及び(Ⅳ)について、預金者等が銀行のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)(Ⅰ)事業法人等向けエクスポージャー(Ⅱ)居住用不動産向けエクスポージャー(Ⅲ)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(Ⅳ)その他リテール向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

資産(オン・バランス)項目

(単位:百万円)

	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト(%)	平成20年3月期	平成21年3月期
		所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 現金	0	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	-	-
4. 国際決済銀行等向け	0	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	0	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	-	-
7. 国際開発銀行向け	0~100	-	-
8. 地方公営企業等金融機構向け	10~20	-	-
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	92	72
10. 地方三公社向け	20	58	40
11. 金融機関及び証券会社向け	20~100	199	191
12. 法人等向け	20~100	14,185	14,306
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	7,663	7,842
14. 抵当権付住宅ローン	35	2,177	2,179
15. 不動産取得等事業向け	100	4,492	4,572
16. 三月以上延滞等	50~150	159	195
17. 取立未済手形	20	0	0
18. 信用保証協会等による保証付	10	178	159
19. 株式会社産業再生機構による保証付	10	-	-
20. 出資等	100	1,371	965
21. 上記以外	100	1,037	1,156
22. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	-	-
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	18	11
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-
	-	31,632	31,695

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

オフ・バランス取引等項目

(単位:百万円)

	掛目(%)	平成20年3月期	平成21年3月期
		所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	-	-
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	-	-
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	6	4
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	64	65
5. NIF又はRUF	50 <75>	-	-
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	-	-
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	-	-
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証)	100	304	298
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	-	-
控除額(△)	-	-	-
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	-	-
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	-	-
12. 派生商品取引	-	2	0
(1) 外為関連取引	-	2	0
(2) 金利関連取引	-	0	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	-	-	-
13. 長期決済期間取引	-	-	-
14. 未決済取引	-	-	-
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	-	-
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	-	-
	-	378	369

当行は標準的手法採用行であるため、前記(2)は該当ございません。

- ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額  
(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳(Ⅰ)簡易手法が適用される株式等エクスポージャー(Ⅱ)内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー  
(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー  
当行は標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第四条において同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額  
当行は標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及び銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額  
(1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引の категорияごとの所要自己資本の額)  
(2) 内部モデル方式  
当行は、自己資本比率告示第四条により、マーケット・リスク相当額を不算入の扱いとしてしているため、該当ございません。

- ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成20年3月期 所要自己資本の額	平成21年3月期 所要自己資本の額
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額合計	2,257	2,237
うち基礎的手法	2,257	2,237
うち粗利益配分手法	-	-
うち先進的計測手法	-	-

- ヘ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率(自己資本比率告示第十四条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第三十七条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。)

単体自己資本比率及び単体基本的項目比率

(単位:%)

	平成20年3月期 所要自己資本の額	平成21年3月期 所要自己資本の額
単体自己資本比率(国内基準)	11.38	11.35
単体基本的項目比率(国内基準)	10.73	10.84

ト. 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第十四条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第三十七条)の算式の分母に八パーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては四パーセント)を乗じた額をいう。)

単体総所要自己資本額

(単位:百万円)

	平成20年3月期 所要自己資本の額	平成21年3月期 所要自己資本の額
単体総所要自己資本額(国内基準)	34,268	34,303

※平成21年3月末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)857,579百万円×4%=34,303百万円

※平成20年3月末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)856,714百万円×4%=34,268百万円

○第2条第3項第3号

信用リスク(信用リスク・アセットみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) (単位:百万円)

平成20年3月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	1,581,503	1,254,101	188,528	79	5,410
国外計	—	—	—	—	—
地域別合計	1,581,503	1,254,101	188,528	79	5,410
製造業	59,111	47,612	150	23	51
農業	1,363	1,363	—	—	239
林業	8	8	—	—	—
漁業	852	852	—	—	3
鉱業	2,106	2,040	—	—	—
建設業	51,118	50,617	500	1	336
電気・ガス・熱供給・水道業	11,772	9,926	—	—	—
情報通信業	13,714	12,478	—	—	28
運輸業	15,430	13,680	100	34	70
卸・小売業	147,351	145,080	700	6	435
金融・保険業	97,340	17,423	25,263	12	—
不動産業	152,213	148,970	2,903	—	649
各種サービス業	184,728	183,884	200	—	813
国・地方公共団体	284,422	128,008	156,414	—	—
個人	492,153	492,153	—	—	2,781
その他	67,815	—	2,295	—	—
業種別合計	1,581,503	1,254,101	188,528	79	5,410
1年以下	410,785	338,122	22,047	79	1,219
5年以下	270,978	195,945	74,183	—	977
10年以下	194,651	174,849	18,003	—	657
10年超	619,778	545,183	74,295	—	2,556
期間の定めのないもの	85,309	—	—	—	—
残存期間別合計	1,581,503	1,254,101	188,528	79	5,410

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は9,017百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでおります。

バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) (単位:百万円)

平成21年3月期	信用リスクに関するエクスポージャー				三月以上延滞 エクスポージャー
	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内計	1,672,780	1,296,281	185,316	7	6,594
国外計	15,285	-	13,896	45	-
地域別合計	1,688,066	1,296,281	199,212	52	6,594
製造業	54,549	45,893	150	2	65
農業	1,207	1,183	-	-	9
林業	-	-	-	-	-
漁業	603	603	-	-	-
鉱業	2,384	2,300	-	-	-
建設業	62,052	61,552	500	0	683
電気・ガス・熱供給・水道業	11,536	9,076	-	-	-
情報通信業	13,669	12,706	-	-	5
運輸業	24,131	22,859	100	4	15
卸・小売業	154,374	151,862	700	0	546
金融・保険業	165,874	28,224	24,699	45	-
不動産業	146,455	143,053	3,084	-	830
各種サービス業	172,613	171,900	200	-	975
国・地方公共団体	307,950	139,669	168,281	-	-
個人	505,396	505,396	-	-	3,463
その他	65,266	-	1,496	-	-
業種別合計	1,688,066	1,296,281	199,212	52	6,594
1年以下	452,759	321,144	21,583	52	1,210
5年以下	264,082	198,696	64,650	-	923
10年以下	260,572	213,505	46,796	-	954
10年超	629,471	562,934	66,182	-	3,504
期間の定めのないもの	81,180	-	-	-	-
残存期間別合計	1,688,066	1,296,281	199,212	52	6,594

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は1,181百万円です。

※合計欄には、株式等エクスポージャー、営業用資産に係るエクスポージャー等を含んでおります。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

	平成20年3月期				平成21年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	4,390	1,640	1,246	4,784	4,784	1,626	1,705	4,705
個別貸倒引当金	6,695	1,549	3,139	5,105	5,105	2,759	2,299	5,565
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	11,086	3,189	4,385	9,889	9,889	4,386	4,004	10,271

一般貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

(単位：百万円)

	平成20年3月期				平成21年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	4,390	1,640	1,246	4,784	4,784	1,626	1,705	4,705
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	4,390	1,640	1,246	4,784	4,784	1,626	1,705	4,705
製造業	493	83	107	468	468	98	93	472
農業	1	1	1	1	1	0	1	1
林業	-	0	-	0	0	-	0	-
漁業	1	0	0	1	1	4	1	5
鉱業	1	1	0	1	1	0	1	1
建設業	766	180	126	819	819	695	193	1,321
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	3	3	0	2	1
情報通信業	9	6	4	11	11	82	7	86
運輸業	33	17	13	37	37	29	17	48
卸・小売業	1,265	375	489	1,151	1,151	259	848	562
金融・保険業	21	3	10	14	14	26	7	32
不動産業	789	69	123	735	735	136	107	763
各種サービス業	449	729	196	982	982	168	223	927
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	555	169	170	554	554	123	198	480
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	4,390	1,640	1,246	4,784	4,784	1,626	1,705	4,705

個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

(単位：百万円)

	平成20年3月期				平成21年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	6,695	1,549	3,139	5,105	5,105	2,759	2,299	5,565
国外計	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	6,695	1,549	3,139	5,105	5,105	2,759	2,299	5,565
製造業	242	42	89	195	195	217	75	338
農業	148	100	38	210	210	8	210	8
林業	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	9	-	4	5	5	21	2	24
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	870	308	761	417	417	209	370	256
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	92	6	23	75	75	0	72	3
運輸業	77	26	75	28	28	2	17	12
卸・小売業	1,893	274	522	1,645	1,645	1,050	653	2,041
金融・保険業	4	-	4	-	-	-	-	-
不動産業	1,117	234	258	1,093	1,093	220	307	1,006
各種サービス業	966	330	493	803	803	722	430	1,094
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	1,273	225	869	630	630	305	158	777
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	6,695	1,549	3,139	5,105	5,105	2,759	2,299	5,565

ホ. 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

貸出金償却額の内訳(業種別)

(単位:百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
製造業	55	12
農業	46	200
林業	-	-
漁業	-	-
鉱業	-	-
建設業	577	200
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
情報通信業	-	4
運輸業	9	8
卸・小売業	169	513
金融・保険業	-	494
不動産業	100	136
各種サービス業	60	204
国・地方公共団体	-	-
個人	257	96
その他	-	-
業種別計	1,277	1,871

ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第二十条第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)又は第四十三条第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成20年3月期			平成21年3月期		
	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし	エクスポージャーの額	うち格付あり	うち格付なし
0%	355,974	19,063	336,910	385,167	7,300	377,866
10%	17,842	2,212	15,629	13,491	5,146	8,344
20%	55,063	46,531	8,532	103,507	98,153	5,353
30%	3,268	3,268	-	2,738	2,736	1
35%	155,580	-	155,580	155,695	-	155,695
40%	1,513	1,513	-	561	561	-
50%	11,919	10,043	1,875	19,981	18,250	1,730
75%	348,763	51	348,712	363,622	-	363,622
100%	565,775	22,865	542,909	550,996	20,361	530,634
150%	2,078	-	2,078	2,511	-	2,511
350%	-	-	-	-	-	-
自己資本控除	18	-	18	18	-	18
合計	1,517,797	105,550	1,412,247	1,598,291	152,511	1,445,780

\*国債及び日本銀行向けエクスポージャーは格付なしに計上しています。

\*デリバティブは与信相当額を計上しています。

\*参加利益を購入したローン・パーティシペーションについては、原債務者と原債権者(参加利益の売却者)それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトの区分に計上しています。

ト. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六條第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘する掛目の推計値の加重平均値を含む）
- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項（Ⅰ）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘する掛目の推計値の加重平均値（Ⅱ）適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

当行は、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

○第2条第3項第4号（信用リスク削減手法に関する事項）

イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

- (1) 適格金融資産担保
- (2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）

ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

	平成20年3月期	平成21年3月期
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー
現金及び自行預金	26,313	29,805
金	-	-
適格債券	-	-
適格株式	-	-
適格投資信託	-	-
適格金融資産担保合計	26,313	29,805
適格保証	45,734	71,105
適格クレジット・デリバティブ	-	-
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	45,734	71,105

※平成21年3月期末自行預金には、オン・バランス・ネットティングの対象としたエクスポージャー16,257百万円を含んでおります。

※平成20年3月期末自行預金には、オン・バランス・ネットティングの対象としたエクスポージャー11,748百万円を含んでおります。

○第2条第3項第5号(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項)

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

なお、当行の派生商品取引は、外国為替関連取引(先渡取引)と金利関連取引(金利スワップ取引)のみとなっております。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コストの額

(単位:百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
	グロス再構築コストの額	グロス再構築コストの額
派生商品取引	60	41
外国為替関連取引及び金関連取引	58	41
金利関連取引	2	-
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ	-	-
合計	60	41

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位:百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
	与信相当額	与信相当額
派生商品取引	79	52
外国為替関連取引及び金関連取引	77	52
金利関連取引	2	-
株式関連取引	-	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-
クレジット・デリバティブ	-	-
合計	79	52

二. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位:百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
グロス再構築コスト及びグロスアドオンの合計額…①	79	52
グロス再構築コスト額	60	41
グロスのアドオン額	19	11
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(△)…②	79	52
①から②を差し引いた額	0	0

ホ. 担保の種類別の額

当行では、派生商品取引において担保を利用しておりません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

当行では、派生商品取引において担保を利用しておらず、従って、担保による信用リスク削減を行っておりません。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

当行では、クレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減を行っておりません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行では、クレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減を行っておりません。

○第2条第3項第6号(証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額 (単位: 百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
事業者向け貸出	686	20
合計	686	20

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

原資産を構成する三月以上延滞エクスポージャー等の額 (単位: 百万円)

	平成20年3月期		平成21年3月期	
	デフォルトしたエクスポージャー	当期損失	デフォルトしたエクスポージャー	当期損失
事業者向け貸出	80	49	-	-
合計	80	49	-	-

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

保有する証券化エクスポージャーの額 (単位: 百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
事業者向け貸出	18	18
合計	18	18

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本 (単位: 百万円)

	平成20年3月期		平成21年3月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	-	-	-	-
20%	-	-	-	-
50%	-	-	-	-
100%	-	-	-	-
自己資本控除	18	18	18	18
合計	18	18	18	18

(5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額については該当ございません。

(6) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額 (単位: 百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
事業者向け貸出	18	18
合計	18	18

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(Ⅰ) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額(Ⅱ) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額(Ⅲ) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

早期償還条項付の証券化エクスポージャーの額については該当ございません。

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

当期に証券化を行ったエクスポージャーについては該当ございません。

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額については該当ございません。

(10) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額については該当ございません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成20年3月期		平成21年3月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
基金債権	1,995	-	1,496	-
テナント賃貸	300	-	-	-
合計	2,295	-	1,496	-

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本

(単位:百万円)

	平成20年3月期		平成21年3月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	-	-	-	-
20%	2,295	18	1,496	11
50%	-	-	-	-
100%	-	-	-	-
自己資本控	-	-	-	-
合計	2,295	18	1,496	11

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額については該当ございません。

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

自己資本比率告示附則第十五条の適用により算出される信用リスク・アセットの額については該当ございません。

○第2条第3項第8号(銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項)

イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成20年3月期		平成21年3月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	25,548	-	19,444	-
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	3,268	-	3,184	-
合計	28,816	28,816	22,629	22,629

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成20年3月期		平成21年3月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
子会社・子法人等	1,405	-	1,329	-
関連法人等	-	-	-	-
合計	1,405	-	1,329	-

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
売却損益額	532	△1,753
償却額	289	248

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

平成20年3月期：貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は3,397百万円です。

平成21年3月期：貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は△1,023百万円です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ございません。

ホ. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第十八号第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

当行は、海外営業拠点を有していないため、自己資本比率告示第十八号第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額については該当ございません。

ヘ. 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

当行は、標準的手法採用行であり、自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーについては該当ございません。

○第2条第3項第9号(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額)

当行は、標準的手法採用行であり、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額については該当ございません。

○第2条第3項第10号

(銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額)

(単位：百万円)

対象	平成20年3月期	平成21年3月期
円貨建(サムライ債含む)	2,073	3,210
外貨建債券		
投資信託	7,005	8,878
預貸金等の金利リスク		

※リスク量はVaR(バリュー・アット・リスク)により計測しております。

※算出の条件は以下のとおりです。

円貨建(サムライ債含む)：信頼区間99%、保有期間1ヶ月、観測期間1年

外貨建債券：同上

投資信託：同上

預貸金等の金利リスク：信頼区間99%、保有期間1年、観測期間1年

※預貸金等の金利リスクには、外貨建預金、為替予約は含んでおりません。